

プロポーザル審査基準表

No.	項目	主な審査の着眼点		配点	
1	システム	機能	円滑な入金等の処理及び入金処理の時間の削減やミスの予防につながる機能を有しているか	5	
2		操作性	保護者及び職員にとって、使いやすいものとなっているか	5	
3		対応する決済ブランド	クレジットカード、QRコード決済などにおいて、広く利用されていると想定されるブランドが取り扱い可能であるか	5	
4	指定代理収納業務	市の負担とならない収納金の入金方法となっているか。また、市における歳入歳出予算を適切に執行できるものとなっているか		5	
5	保守・サポート	導入時のサポート	市の負担を少なく、メニュー登録及び初期設定が可能か	5	
6			キャッシュレス決済サービスを使用する職員に対する操作研修の内容は十分か	5	
7		導入後のサポート	キャッシュレス決済サービスの使用にあたり、障害等が生じた際、迅速に対応可能なサポート体制が整っているか	10	
8			キャッシュレス決済サービスは安定稼働やセキュリティ対策が担保されたものであるか	10	
9		実施体制	導入スケジュールに対応可能か	5	
10			導入及び運用に十分な知識と経験を有する職員体制等を備えているか	5	
11			情報漏洩への対策は十分であるか	5	
12		実績	他自治体において同様の事業の実施実績は十分にあるか		10
13		見積	初期経費及び運用経費は適切か 価格点は最高点を25点、最低点を0点とする。価格点＝(全提案価格うち最低提案価格/当該提案価格)×25点(小数点以下四捨五入)		25
14		手数料率	決済手数料率は適切か		5
合 計				105	

- ・評価の際は、各項目の主な着眼点を参考に審査項目ごとに5段階で評価を行う（見積を除く）
- ・評価の際には「普通」を基準として、それよりもどの程度優れているかまたは劣っているかを判断するものとする。
- ・評価には、上記に記載のほか、以下のとおり対応する点数を設け、当該項目の点数とする。
  - 大変優れている：5点（配点が10点の場合は10点）
  - 優れている：4点（配点が10点の場合は8点）
  - 普通：3点（配点が10点の場合は6点）
  - 劣る：2点（配点が10点の場合は4点）
  - 大変劣る：1点（配点が10点の場合は2点）